

8.15 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況

その他の項目に対してのミティゲーションについて以下に記載する。

(1) 土壌

工事着手前に土壌汚染対策法等に基づく届出を行い、地歴上「汚染のおそれなし」と認められ法手続きを完了した。

その後、建設発生土を搬出するに当たり、建設発生土の排出量 155,458 m³のうち、新海面処分場の受入基準を上回る土壌が 62,985 m³確認されたが、再利用施設の受入基準値の範囲内であることが確認された土壌については、可能な限り再利用施設に搬出し、汚染土壌として処理した量は 267 m³である。

上記の処理土壌は、掘削により除去し、荷台表面を飛散防止シートにて養生したダンプトラック（写真 8.15-1）に積み込み、廃棄物最終処分場において適正に処分した。

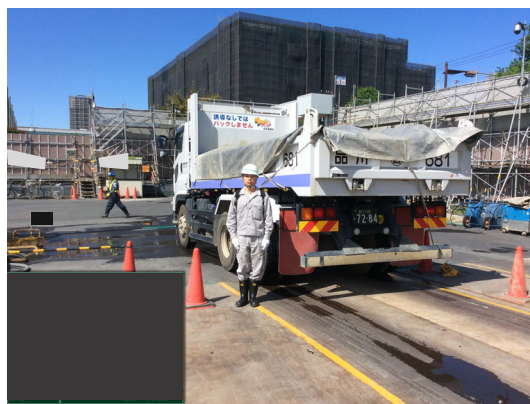


写真 8.15-1 荷台の飛散防止シート

(2) 史跡・文化財

工事の実施に伴い新たな史跡・文化財は確認されなかった。